

トピック

裁判員裁判における弁論

刑事弁護委員会委員 白井 徹(60期)

裁判員裁判が始まり、法廷で行われる弁論は大きく変わってきた。無論、記録を精査し、弁護側の筋道を十分に検討する、という点はこれまでと何ら変わることはない。

しかし、裁判員裁判における心証形成の場は、法廷である。しかもその心証を形成するのは、裁判官のみならず、裁判員も含まれる。

裁判員を説得し、「弁護人の代弁者」として評議に送り込むためには、何を、どのように、伝えるべきであろうか。

何を伝えるべきか

(1) 本当に伝えたいことだけを伝える

ア 限られた時間

裁判員裁判では、弁論要旨をじっくり検討する時間はない。裁判官・裁判員は、法廷で心証を形成し、その後すぐに評議に移る。評議では、弁論要旨は参照される程度である。弁護人が全てを十分伝えることは、できないのである。

イ 理解の促進

あらゆる情報を伝えると、何が重要なのか理解できず混乱すると共に、本当に言いたいことが伝わらない。それでは、弁護人の主張は他人の主張に止まり、裁判員自身の意見・主張にまで昇華しないのである。

弁護人は、本当に伝えたいことを徹底的に絞り、それを説得することに注意を向けるべきと考える。

(2) 裁判員の納得できる事実

裁判員が事実をどのように判断し、どのように評

価するのか、今後の経験の収束に待つところは少ない。しかし、普通の人々が納得できるような、常識・社会通念に合致したこと、合理的なことを伝える必要があることは従来通りと考えられる。

どのように伝えるべきか

素晴らしい弁論を構成しても、その伝え方一つで説得力は大きく変わってくる。以下、効果的と考えられる方法をいくつか挙げたい。

(1) ペーパーレス

人を説得するときに、予め作られた文章を読み上げるといことは、いかにも不自然である。相手の目を見て、自分の言葉で、真摯に伝えていく必要がある。

(2) 話し方、態度を工夫する

法廷での弁護人は、弁論を「表現」する。弁論の内容に沿った口調、声の大きさ、動作、表情に心がける必要がある。

(3) 表現を工夫する

難解な言葉、難解な表現を使わないことは説得というコミュニケーションの視点から当然といえる。また、視覚資料の活用も考えられる。

さいごに

記録の精査と事件の十分な検討が必要であることは、これまでと同じである。何よりそれが大前提といえる。ただし、裁判員裁判では、これに加え、効果的な弁論を意識していくことが必要である。

刑事の証拠保全申立

「身体検証」「携帯電話・衣類・車両の検証」

会員 寺崎 京(57期)

受付はどこだろう？

平成21年3月5日、私は東京地裁1階の各階案内板の前に刑事の証拠保全申立書をもって佇んでいた。どこで受付してもらえるのか？ 刑事って令状部しか縁がない。右往左往してようやく担当の机の前にたどり着くと、受付の書記官も「あんまり(保全申立は)無いからねえ」。

事件番号はもう3月というのに1桁であった。確かに、あまり利用されていないようだ。

裁判官との面談

私が共同受任させて頂いた本案件(3/3受任)は、逮捕に至る経緯において捜査官が被疑者に暴行を働いたというもので、捜査官の暴行の事実を立証するための証拠を早急に保全する必要があった。

私が初めて接見に行ったのは逮捕(2/25)から8日目(3/4)であり、すでに当時の傷(両手・首筋に捜査官の手爪による擦過傷、肩口や左頬の打ち身)は消えかかっていたが、かろうじてアクリル板越しでも傷を現認できたので、翌日5日木曜日、証拠保全の申立を行った。

裁判官との面談を、同日午後行って頂き(たまたま配転先が刑事14部であった)、保全の必要性、とくに緊急性を力説した。「明日は金曜で、明日中に身体検証していただかないと、傷が治癒してしまう。月曜以降になっては意味がない」

担当裁判官は「弁護士で写真とか撮れないのか」という。「接見室はアクリル板があり、反射するので写真撮影は難しい。そもそも警察署で写真撮影は禁止するところが多いから難しい」と訴え、特に身体検証の緊急性をアピールした。

裁判官は、私(弁護士)がいつ傷を確認したのか、現在も怪我が分かるのかと質問してきた。私は昨日見てきたと説明し、治ってしまっっては取り返しがつかないと何度も主張した。

他方、当時着用していた衣類や暴行の状態を撮影したと被疑者が主張していた携帯電話等についても、一刻も早い状態保存が必要であると訴えたが、「物」についての緊急性は受け入れてもらえなかった。

実施決定 go! 法廷

結果、翌日6日(金曜)の朝9時すぎ、裁判所から身体についての検証の実施決定の連絡を受け、午後3時30分、指定の法廷へ向かった。

私はラウンド法廷のような場所で裁判官主導のもと「検証」するものと思っており、単に「証人的立場」で立ち会うのかと漠然と思っていたが、いざ指定されたのは普通の刑事法廷(804号)であり、検察官も同席していた。

壇上の裁判官から「では弁護士から保全する必要のある部位とその状態を説明して下さい」と告げられ、ぎょっとした(え? 私が主導なの?!)

予想外の指名であったので内心どぎまぎしながら、被疑者がどうしてそのような怪我を負ったのか、および怪我の部位と状態を説明し、続いて書記官がその部位を写真撮影。私が定規を当てて傷の長さを示すなどした。時間にして15分~20分程度であった。

被疑者退席のあと、裁判官と検察官が残り、保留している物の検証について裁判官が検察官に対し確認をするよう求め、検察官の検分結果を待つということでその日は終了した。

その後、検察官から連絡を待つ間、裁判官からは私あてに定期的に状況確認の連絡があった。

最終的には身体検証以外の保全は取下げにて終了したが、裁判官はとても気に掛けているという印象が残った。

この保全手続は、本件の捜査側の違法事実を明らかにするという本来の意味に加え、捜査側に適正手続の自覚を促す点で大変有意義であると思われる。また、裁判官に逮捕の実体を理解して頂くにも役立ったと思う。